

熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 南紀白浜空港利用促進実行委員会は熊野白浜リゾート空港の利用促進を図るため、熊野白浜リゾート空港を離着陸する旅行商品（国内定期線を利用する団体向け旅行商品等）を造成・催行又は手配した旅行会社（支店又は事業所ごと）に対し、その搭乗者数に応じて、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象となる旅行会社は、次に掲げる者とする。

- (1) 熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内の宿泊を含む団体向け旅行商品を造成・催行した旅行会社
- (2) 熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内の宿泊を含む個人向けフリープランを手配した旅行会社
- (3) 熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内発の団体向け旅行商品を造成・催行した旅行会社
- (4) 熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内発の個人向けフリープランを手配した旅行会社
- (5) 熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線で特定の便(JAL212便、JAL219便)を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内の宿泊を含む団体向け旅行商品を造成・催行した旅行会社
- (6) 熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線で特定の便(JAL212便、JAL219便)を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内の宿泊を含む個人向けフリープランを手配した旅行会社

(補助金活用等の広告)

2 前条の各旅行商品を各種媒体で広告する際は、「熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援補助金」を活用している旨の記載や「熊野白浜リゾート空港のロゴマーク」の掲示を積極的に取り組むこととする。

(補助金額)

第3条 補助金額は、対象旅行商品の搭乗者1名あたり片道2,000円、往復4,000円とする。また、補助対象となる旅行会社（支店又は事業所ごと）の補助回数、補助金の上限額は次のとおりとする。

第2条の旅行商品	補助回数	補助金の上限額
(1)～(4)	各年度1回	合計600,000円
(5)、(6)	各年度1回	合計200,000円

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、年度ごとに別途、定めるものとする。

(交付手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、旅行商品の搭乗日までに南紀白浜空港利用促進実行委員会会長（以下「会長」という。）との覚書（別紙様式）を締結するものとする。

(補助金の交付)

第6条 前条の覚書を締結した者は対象旅行商品の最終搭乗日から起算して30日以内に、熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線の搭乗者の総数及び搭乗者の実績や宿泊先がわかる資料を会長に報告し、請求書を提出するものとする。

2 会長は、適正な請求書を受理した翌月末日までに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第7条 前条により、補助金の交付を受けた者が虚偽又はその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、補助金の交付を受けた者は当該取消に係る補助金を速やかに返還しなければならない。

(事業の終了)

第8条 補助金の交付額が予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

覚 書

南紀白浜空港利用促進実行委員会（事務局：和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課）（以下「甲」という）と●●（以下「乙」という）とは、乙が造成・催行又は手配した旅行商品の販売により利用した熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線の搭乗者数に応じて、甲が支払う補助金に関し覚書を締結する。

（対象旅行商品）

第1条 甲が乙に補助金を支払う対象となる旅行商品は、▲▲とする。

2 前項に掲げる旅行商品は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 熊野白浜リゾート空港を離着陸する定期線を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内の宿泊を含む団体向け旅行商品
- (2) 熊野白浜リゾート空港を離着陸する定期線を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内の宿泊を含む個人向けフリープラン
- (3) 熊野白浜リゾート空港を離着陸する定期線を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内発の団体向け旅行商品
- (4) 熊野白浜リゾート空港を離着陸する定期線を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内発の個人向けフリープラン
- (5) 熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線（JAL212 便、JAL219 便）を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内の宿泊を含む団体向け旅行商品
- (6) 熊野白浜リゾート空港を離着陸する国内定期線（JAL212 便、JAL219 便）を往路、復路又は往復で利用し、和歌山県内で宿泊を含む個人向けフリープラン

（補助金支払要件）

第2条 甲は、第1条で規定する旅行商品について、乙に補助金を支払うものとする。

（補助金の活用等の広告について）

第3条 甲は、第1条で規定する旅行商品について、各種媒体で広告する際は、「熊野白浜リゾート空港国内定期線旅行商品造成支援補助金」を活用している旨の記載や「熊野白浜リゾート空港のロゴマーク」の掲示を積極的に取り組むものとする。

（補助金額について）

第4条 甲が乙に支払う補助金額は、対象旅行商品の搭乗者1名あたり片道2,000円、往復4,000円とする。

2 補助金の補助回数、補助金の上限額は次のとおりとする。

第1条の旅行商品	補助回数	補助金の上限額
(1)～(4)	各年度1回	合計600,000円
(5)(6)	各年度1回	合計200,000円

（対象期間）

第5条 甲が乙に補助金を支払う対象とする旅行商品の搭乗日は、令和■年■月■日から令和■年■月■日までとする。

（補助金の支払い）

第6条 乙は対象旅行商品の最終搭乗日から起算して30日以内に、熊野白浜リゾート空港を離着陸する定期線の搭乗者の総数及び搭乗者の実績や宿泊先がわかる資料を甲に報告し、請求書を提出するものとする。

2 甲は、適正な請求書を受理した翌月末日までに乙が指定する銀行口座に、補助金を支払うものとする。

(暴力団等反社会的勢力排除)

第7条 暴力団等反社会的勢力排除について以下のとおりとする。

- 1 甲および乙は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明しこれを保証する。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
 - (6) その他前各号に順ずるもの
- 2 甲および乙は、現在または将来にわたって、前号の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と言う。）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明しこれを保証する。
 - (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - (4) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明しこれを保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 甲および乙は、相手方が前項のいずれかに違反していると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずに直ちに、契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 前項により甲および乙に損害が生じた場合は、相手方が賠償するものとする。

(その他)

第8条 本覚書に定めのない事項に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和◆年◆月◆日

甲 和歌山県和歌山市小松原通1-1

南紀白浜空港利用促進実行委員会
会長 下 宏

乙 ●●県●●市●●

株式会社●●
代表取締役社長 ●● ●●